

**太田市立太田高等学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画**

**令和8年4月**

**太田市教育委員会**

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 7

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

教育職員の業務の適切な管理と健康及び福祉の確保を図ることにより、教育の質の向上のために必要な時間的ゆとりを創出することを目的とする。また、「学校における働き方改革」は、太田市が目指す教育を実現するために不可欠な取組である。

### (2) 太田市の現状

○太田市では、令和2年3月に、教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「太田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、市立太田高校における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

|        | 年平均     | 月45時間を<br>下回る割合 | 月45時間を<br>上回る割合 | (内 月80時間を<br>上回る割合) |
|--------|---------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 市立太田高校 | 月 30:39 | 76.8 %          | 23.2 %          | (内 2.7 %)           |

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が、市立太田高校23.2%の状況である。事務業務や生徒指導の対応などの業務の負担感が大きくなっており、学校業務の適正化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的ゆとりを創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により、達成を目指す令和8年度の目標は以下のとおりとする。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標 【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を78%以上にする【76.8%】
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以下にする【30時間39分】

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を11%まで減少させる【11.4%】
- ・ ストレスチェックにおける総合リスクの値を95以下とする【96】
- ・ ストレスチェックにおける質問項目「働きがいのある仕事だ」に対する回答「悪い」「やや悪い」の割合を9%以下にする【9.8%】

## 3. 計画の期間

市立太田高校における働き方改革を着実に進展させるため、1年ごとに計画を更新していくものとする。

#### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

太田市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

##### (1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### イ **学校以外が担うべき業務**

###### ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・原則、校外の見回りについては関係機関に、補導された時は保護者に対応を委ねる。

###### ◆学校徴収金の管理（「3分類」③関係）

- ・学校における学校徴収金（教材費等）の管理については、金融機関による口座振替の活用を推進し、教育職員が現金を直接取り扱う機会を減らす。

###### ◆過剰な苦情・不当要求への対応（「3分類」⑤関係）

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できるよう、引き続き環境の整備を推進していく。

###### ロ **教師以外が積極的に参画すべき業務**

###### ◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校内の情報・データを整理し、ICT ツール等の活用により、調査・統計等への対応に係る負担軽減を図る。
- ・任意に回答を依頼された調査・統計等について、その有用性や回答に係る負担等を考慮した上で、回答の可否を判断する。

###### ◆ICT機器・ネットワーク設備の保守管理（「3分類」⑧関係）

- ・ICT 機器や校内ネットワーク設備の保守・管理について、委託業者の活用を中心に整備し、教育職員の業務負担軽減と安定的な運用を進める。

◆部活動の運営（「3分類」⑬関係）

- ・部活動の技術指導において、部活動指導員の配置や地域展開・連携を推進することにより、教育職員の負担軽減を図る。
- ・部活動ガイドラインに基づき、活動時間や休養日の基準を遵守するとともに、適切な運営管理を行う。

ハ **教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

◆授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・デジタル教材や ICT ツールの活用により授業準備の効率化を図り、教育の質を向上させる。

◆学習評価・成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・ICT の活用により評価業務の効率化を推進する。また入試関連業務についても ICT ツールを活用し、教育職員の負担軽減を図るとともに、円滑な運営体制を構築する。

◆学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・修学旅行等の学校行事に関する調整や準備業務について、事務職員との協働・役割分担の体制を構築し、教育職員の業務負担軽減を図る。

◆支援が必要な生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを学校が活用できる体制を構築するとともに、警察等の関係機関との連携を促進する。

## **(2) 上記3分類以外の措置の推進**

学校においては、上記3分類の業務の見直し以外にも学校がこれまで取り組んできた以下の具体的な措置を推進する。

### **◆校務支援システムの活用**

- ・校務支援システムを活用し、ペーパーレスによる情報の共有や管理を推進し、印刷・配布に係る時間を削減する。
- ・文書のデジタル化を促進し、文書管理の効率化と必要な文書へのアクセス性の向上を図る。

### **◆留守番電話の対応**

- ・勤務時間外の電話対応について、原則として留守番電話および自動応答での対応を推進する。

### **◆学校行事・研修の精選**

- ・学校行事や研修について、その目的や教育的効果を精査しつつ、教育職員の業務負担軽減を図る。
- ・年間計画を作成する段階で会議や研修の必要性を検討し、効率的かつ効果的な運営を目指す。

## **(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組**

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導の実施を積極的に推進する。
- ・ストレスチェック実施後の集団分析結果等を活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口の周知徹底を行う。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、学校に対して取得を促進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するため、以下のフォローアップと関連する取組を実施する。

- ・取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、太田市ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において計画の実施状況を報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、群馬県で導入している在校等時間記録ファイルで把握し、その他の目標については、太田市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り・指導を実施する。
- ・総合教育会議における意見交換を通じて、太田市の関係部局等との密接な連携を推進し、教育職員の業務分担の見直しや適正化を図るよう取り組む。
- ・教育委員会及び学校は、学校における働き方改革や、本計画の趣旨等について、保護者や地域住民等に対して広く周知し、理解を得るよう努める。